

【農地法第3条2項の認可基準】

項目	規定（許可できない場合）
全部効率利用	本人または世帯員等が、権利取得後に利用すべき全ての農地等を効率的に利用して耕作しない場合
常時従事	本人または世帯員等が、権利取得後に必要な農作業に常時従事しない場合 （常時従事については、原則、本人または世帯員等の権利取得後の農作業従事日数が年間150日以上であれば認められます。）
地域との調和	周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合 （現地調査を行い、判断します。）